

人事行政の運営等の状況

令和7年11月

広島県

目 次

【広島県人事行政の運営の状況】

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2	職員の人事評価の状況	4
3	職員の給与の状況	6
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	39
5	職員の休業に関する状況	41
6	職員の分限及び懲戒処分の状況	41
7	職員の服務の状況	41
8	職員の退職管理の状況	42
9	職員の研修の状況	42
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	43

【広島県人事委員会の業務の状況】

1	職員の競争試験及び選考の状況	45
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	46
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	50
4	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況	50

【広島県人事行政の運営の状況】

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用状況(令和6年4月2日～令和7年4月1日)

(単位:人)

区分 職種	大卒程度	短大卒程度	高卒程度	警察官 A	警察官 B	障害者 対象	社会人等	割愛	その他 選考	合計
行政職	175	3	32			3	35	11	11	270
研究職	7						2		2	11
医療職	2								16	18
技能労務職										0
教育職	586					1	17	61		665
警察職				95	77			3		175
合計	770	3	32	95	77	4	54	75	29	1,139

※ 退職派遣後の採用、再任用職員、育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(2)職員の退職状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:人)

区分 職種	定年退職	勲奨退職	応募認定退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	合 計
行政職	141		50	88		1		4	284
研究職	8			1					9
医療職	22		19	105					146
技能労務職									0
教育職	311		68	369	1	5		2	756
警察職	37		13	128				2	180
合計	519	0	150	691	1	6	0	8	1,375

※ 退職派遣者、再任用後の離職者、育休任期付職員及び臨時的任用職員を除いています。

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由

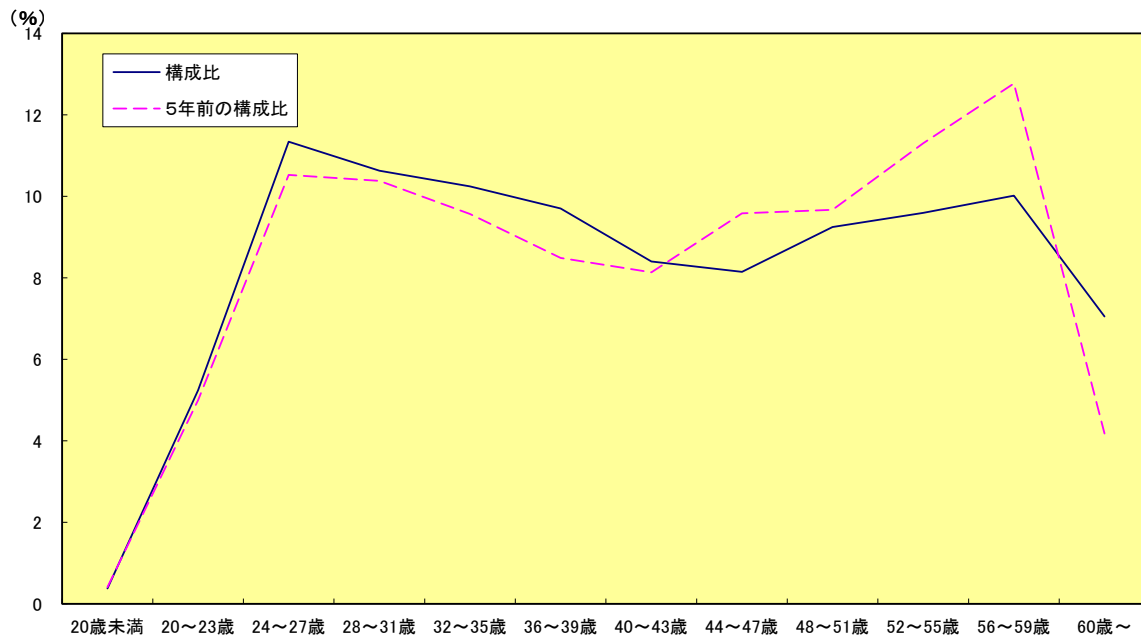
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	41	42	1	
	総務企画	685	675	△ 10	組織改編による減
	税 務	299	307	8	
	民 生	362	375	13	こども家庭センターの体制強化による増
	衛 生	649	718	69	地方独立行政法人広島県立病院機構設立による増
	労 働	152	148	△ 4	
	農林水産	915	903	△ 12	組織改編による減
	商 工	300	305	5	
	土 木	1,163	1,138	△ 25	業務量の減少に伴う減
	計	4,566	4,611	45	(参考：人口10万人当たり職員数169人)
	教 育	14,735	14,901	166	児童・生徒数の変動等による増
	警 察	5,799	5,781	△ 18	
	小 計	25,100	25,293	193	(参考：人口10万人当たり職員数927人)
公 営 企 業 等	病 院	1,386	0	△ 1,386	地方独立行政法人広島県立病院機構設立による減
	水 道	82	82	0	
	その他	114	125	11	
	小 計	1,582	207	△ 1,375	(参考：人口10万人当たり職員数8人)
合 計		26,682	25,500	△ 1,182	(参考：人口10万人当たり職員数934人)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いている。

(注) 2 衛生部門は、地方独立行政法人広島県立病院機構への派遣者（令和7年度：71人）を含む。

② 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
職員数	96	1,337	2,892	2,711	2,613	2,474	2,143	2,077	2,358	2,447	2,554	1,798	25,500

③ 職員数の推移

年 度 部門別	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	過去 5 年間の増減数（率）	
一般行政部門	4,455	4,535	4,579	4,585	4,566	4,611	156	(3.5%)
教育	14,034	14,878	14,925	14,882	14,735	14,901	867	(6.2%)
警察	5,733	5,773	5,777	5,784	5,799	5,781	48	(0.8%)
消防								
普通会計計	24,222	25,186	25,281	25,251	25,100	25,293	1,071	(4.4%)
公営企業等会計計	1,487	1,513	1,548	1,577	1,582	207	△ 1,280	(△ 86.1%)
総合計	25,709	26,699	26,829	26,828	26,682	25,500	△ 209	(△ 0.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(注) 2 一般行政部門の職員数には、地方独立行政法人広島県立病院機構への派遣者
(令和 7 年度：71人)を含む。

2 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局

目 的	職員一人一人の能力・実績・適性等を、日頃の仕事振りを通して、的確に把握することにより、 ア 能力の活用と人材の育成を視点とした適材適所の人事配置と任用管理 イ 職員のやる気と成果に応じた給与制度による職員個人の仕事へのインセンティブの付与 ウ 職員個人の能力をより効果的に引き出し、伸ばすことを可能とする研修・能力開発 に資することを目的として実施する。
人事評価の内容	「勤務成績評価」(能力評価)及び「目標申告・成果評価」(実績評価)を2つの柱として評価を実施する。 1 被評価者 次に掲げる者以外の一般職の職員(以下「職員」という。)を対象とする。 ただし、再任用職員を含む。 ア 本庁局長級の職にある職員 イ 非常勤職員 ウ 県から他の団体等に派遣している職員 エ その他知事が次の2から4に定める人事評価の実施を不適又は不必要と認める職員 2 評価者 評価者は、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 3 実施方法 (1) 勤務成績評価 まず、被評価者が評価区分ごとに設定された評価要素について自己申告を行う。これを踏まえ、評価者が、評価要素について評価を行い、2～3月に実施する育成面談を通じて職員へ評価結果を開示する。 (2) 目標申告・成果評価 各職員は、自分の担当業務について、その目的や組織(上司)の目標等を参考に4～9月の目標を設定し、これについて上司と目標申告面談を行う。 次に、職員は、9～10月に上半期の目標について自己評価を行うとともに、10～3月の下半期の目標を設定する。これについて、上司は上半期の評価を行い、育成面談において職員に開示する。 そして、2～3月には下半期の目標について自己評価を行い、これについて上司は評価を行い、2～3月に行う育成面談において職員に開示する。 4 処遇への反映 勤勉手当については、目標申告・成果評価の評価も基に、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、勤務成績評価を基に、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。

(2) 教育委員会(事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員)

目 的	人事評価を公正に行うことにより、勤務能率の増進、適職等への配置及び人材育成を図り、もって適正な人事管理に資すること。
人事評価の内容	「勤務成績評価」(能力評価)及び「目標申告・成果評価」(実績評価)を2つの柱として評価を実施する。 1 対象者 本庁、地方機関及び学校以外の教育機関に勤務する職員 2 評価者及び面談者 教育長、教育次長、部長、参与、課・室長、地方機関の長、学校以外の教育機関の長等 3 実施方法 (1) 勤務成績評価 まず、被評価者が評価区分ごとに設定された評価要素について自己申告を行う。これを踏まえ、評価者が、評価要素について評価を行い、2月～3月に実施する能力評価面談を通じて本人へ評価結果を開示する。 (2) 目標申告・成果評価 各職員は、職務・職責や役割に応じて、上司の目標を踏まえて4月から9月までの上半期の目標を設定する。これについて目標申告面談を所属長と行う。 次に、職員は、9～10月に上半期の目標について自己評価を行うとともに、10月から3月までの下半期の目標を設定する。これについて、所属長は上半期の評価を行い、業績評価面談において職員に開示する。 そして、2～3月には下半期の目標について自己評価を行い、これについて所属長は評価を行い、2～3月に行う業績評価面談において職員に開示する。 4 処遇への反映 勤勉手当については、目標申告・成果評価の評価を基に、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、勤務成績評価を基に、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。

(3)教育委員会(県立学校職員及び県費負担教職員)

目 的	職員がそれぞれの職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績をそのプロセスを踏まえ適正に評価し、適切に処遇することによって意欲の向上を図り、人材育成に資することを目的とする。
人事評価の内容	「能力評価」(発揮した能力を把握)及び「業績評価」(挙げた業績をプロセスを踏まえて把握)を2つの柱として評価を実施する。 1 対象者 県立学校教職員及び県費負担教職員 2 評価者及び面談者 教育長、校長、教頭、総括事務長、事務長等 3 実施方法 (1) 能力評価 一次評価者、二次評価者が、職種ごとに設定された評価項目を能力・実績・意欲に分けられた評価要素によって評価を行い、総評を絶対評価で表し、1月～2月中旬に実施する面談を通じて本人へ評語を開示する。 二次評価者は、評価項目について、能力・実績・意欲の評価要素に基づき5段階の評点を付け、その合計点から最終的に5段階の評語(S～D)を決定する。 (2) 業績評価 各教職員は、職務・職責や役割に応じて、4月から翌年3月までの1年間の目標を設定し、自己評価を行い、校長等が指導・助言及び評価を行う。 自己目標は、組織目標を踏まえて自己申告(業績評価)書に記入し、校長等との面談を通じて追加・修正を行い設定する。 校長等は、教職員について授業観察や職務遂行状況の把握を適切に行い、必要な指導・助言を行う。 各教職員は、年度の間中期に上半期自己評価を行い、校長等が面談の上で、指導・助言及び評価を行う。 各教職員は、年度末に向けて、下半期自己評価を行い、職員から最終的に申告された自己申告(業績評価)書により、校長等が面談の上で評価を行う。 (業績評価の実施期間) 上半期:4月1日～9月30日、下半期:10月1日～3月31日 4 処遇への反映 勤勉手当については、年2回の判定期間における、プロセスを踏まえた業績を評価し、「特に優秀」又は「優秀」の該当者を決定する。 昇給については、判定期間における、能力評価及び業績評価を総合的に評価し、「極めて良好」又は「特に良好」の該当者を決定する。

(4)警察本部

目 的	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績を評価し、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることにより、能力及び実績に基づく人事管理の徹底と、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を図る。
人事評価の内容	① 被評価者 警察職員(警視正以上の階級にある警察官を除く。) ② 評価者等 評価者は、日常、直接職員と接して、職員を掌握し、職務遂行について職員を管理監督している者とする。 ③ 評価期間 4月1日から翌年3月31日までとする。 ④ 人事評価の構成 人事評価は、能力評価(職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力に対する評価)及び業績評価(職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績に対する評価)による。 なお、詳細は広島県警察職員の人事評価に関する訓令等による。

3 職員の給与の状況

県職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規程に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、県内民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」や国及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、県民の代表機関である県議会において慎重に審議され、決定されます。

県職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

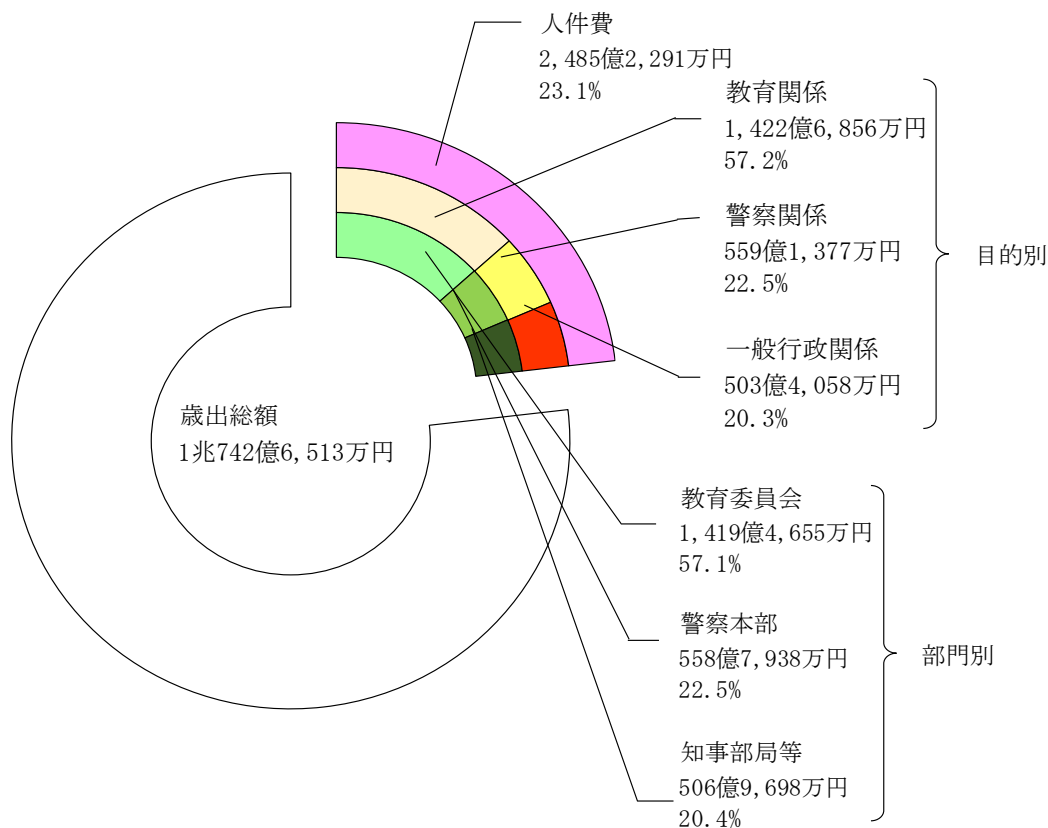
① 人件費の状況（普通会計決算）

令和6年度の決算（普通会計）における人件費の額は、約 2,485 億円で歳出総額に占める割合は 23.1 パーセントとなっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職した職員に対する退職手当、県議会議員・知事などの特別職に支払われた報酬などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

なお、この人件費を目的別に見ると、教育関係 57.2 パーセント、警察関係 22.5 パーセント、一般行政関係 20.3 パーセントとなっています。教育関係の割合が高いのは、県立学校のほかに、広島市を除く、市町立小・中学校職員の給与も県が負担しているからです。

区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (R7. 1. 1)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和5年度 の人件費率
令和6年度	人 2,728,771	千円 1,074,265,129	千円 4,718,491	千円 248,522,911	% 23.1	% 20.8

**歳出総額に占める人件費の割合
(令和6年度普通会計決算)**



① 職員給与費の状況（普通会計決算）

令和6年度決算（普通会計）における給料、職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当など）及び期末・勤勉手当の給与の総額は約 1,801 億円で、職員 1 人当たりの額は約 748 万円となっています。

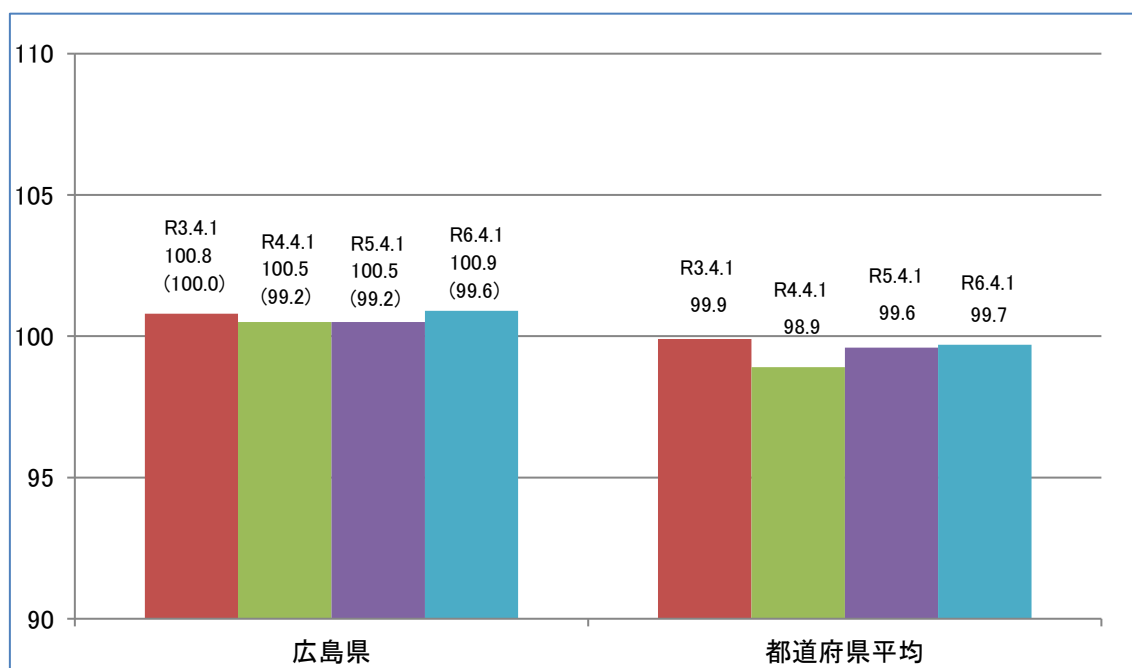
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 24,073	千円 109,639,584	千円 23,892,722	千円 46,612,118	千円 180,144,424	千円 7,483

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

$$(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給割合}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給割合})) \text{により算出。}$$
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和 3 年から令和 6 年の 4 月 1 日のラスパイレス指数が、100 を超えていることについての、理由及び改善の見込み

本県と国とでは学歴別・経験年数別の職員構成比率が異なること等から、ラスパイレス指数が 100 を超えている。
 給与水準については、地域の民間給与水準との均衡を図るために行われた人事委員会勧告を尊重して決定しており、今後とも人事委員会勧告を尊重しつつ、適切な給与水準となるよう努める。

④ 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)	
	円	円	円	%	%
令和 6 年度	389,822	378,280	11,542 (3.05%)	3.05	3.05

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)	
令和6年度	月 4.61	月 4.50	月 0.11	月 0.1	月 4.60

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

⑤ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。
【実施時期】平成27年4月1日

ア 給料表の見直し

（内容）医療職給料表（一）を除く給料表について、国の見直し内容に準じて引下げ。給料表の改定に伴い、給料月額の下がる職員については、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

イ 地域手当の見直し

	令和6年度の支給割合 (%)
国基準による支給割合	
広島市	10
府中町	6
廿日市市、海田町、坂町	3
三原市、東広島市	3
上記以外	0
広島県の支給割合	
広島市、府中町	6.2
上記以外	3.2

（内容）

本県の職員給与の状況、国及び他の都道府県における支給割合の設定状況等を総合的に勘案して見直しを行い、上記のとおり支給している。

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）
職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	43.0歳	337,278円	419,544円	378,982円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円

イ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	43.7歳	377,223円	440,500円	411,538円

ウ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額 歳 額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	40.2歳	360,709円	414,131円	394,481円

エ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	39.7歳	351,993円	487,023円	392,971円
国	41.7歳	339,095円	—	399,794円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（各県税事務所職員）などを除いたものである。（以下、他の公表項目についても同じ。）
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

② 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

県職員採用試験に合格し、採用された職員の初任給を国の初任給と比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	228,738円	220,000円
	高 校 卒	197,583円	188,000円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	255,270円	—
	高 校 卒	212,055円	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	255,270円	—
	高 校 卒	212,055円	—
警 察 職	大 学 卒	258,184円	255,200円
	高 校 卒	229,140円	216,400円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

職員として採用され、引き続き勤務している職員の10年、20年、25年、30年経過後の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	297,807円	368,923円	395,896円	413,618円
	高 校 卒	251,179円	328,092円	371,347円	356,264円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	333,958円	403,617円	427,614円	439,398円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	339,655円	400,527円	420,869円	431,571円
警 察 職	大 学 卒	290,227円	383,916円	412,105円	435,008円
	高 校 卒	289,553円	351,176円	392,807円	416,161円

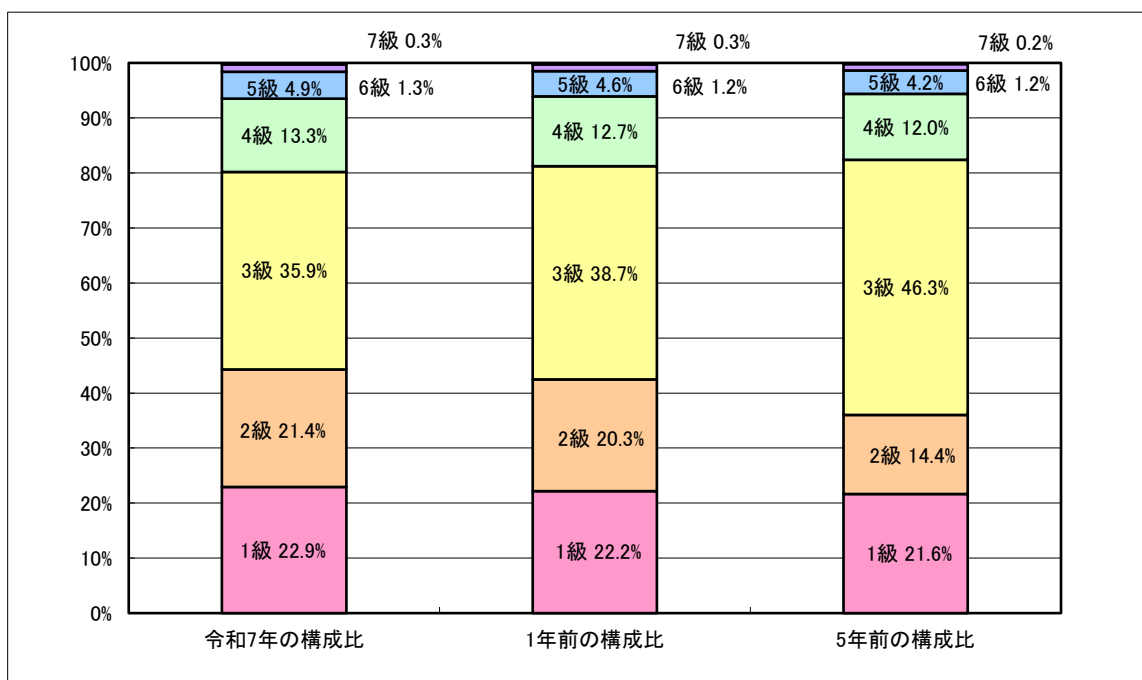
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	局長	14人	0.3%	522,700円	540,790円
6級	部長	68人	1.3%	473,556円	491,646円
5級	課長	255人	4.9%	447,024円	465,114円
4級	参事	695人	13.3%	358,986円	419,788円
3級	主査	1,874人	35.9%	304,716円	398,683円
2級	主任	1,117人	21.4%	268,636円	358,483円
1級	主事	1,192人	22.9%	186,427円	290,143円

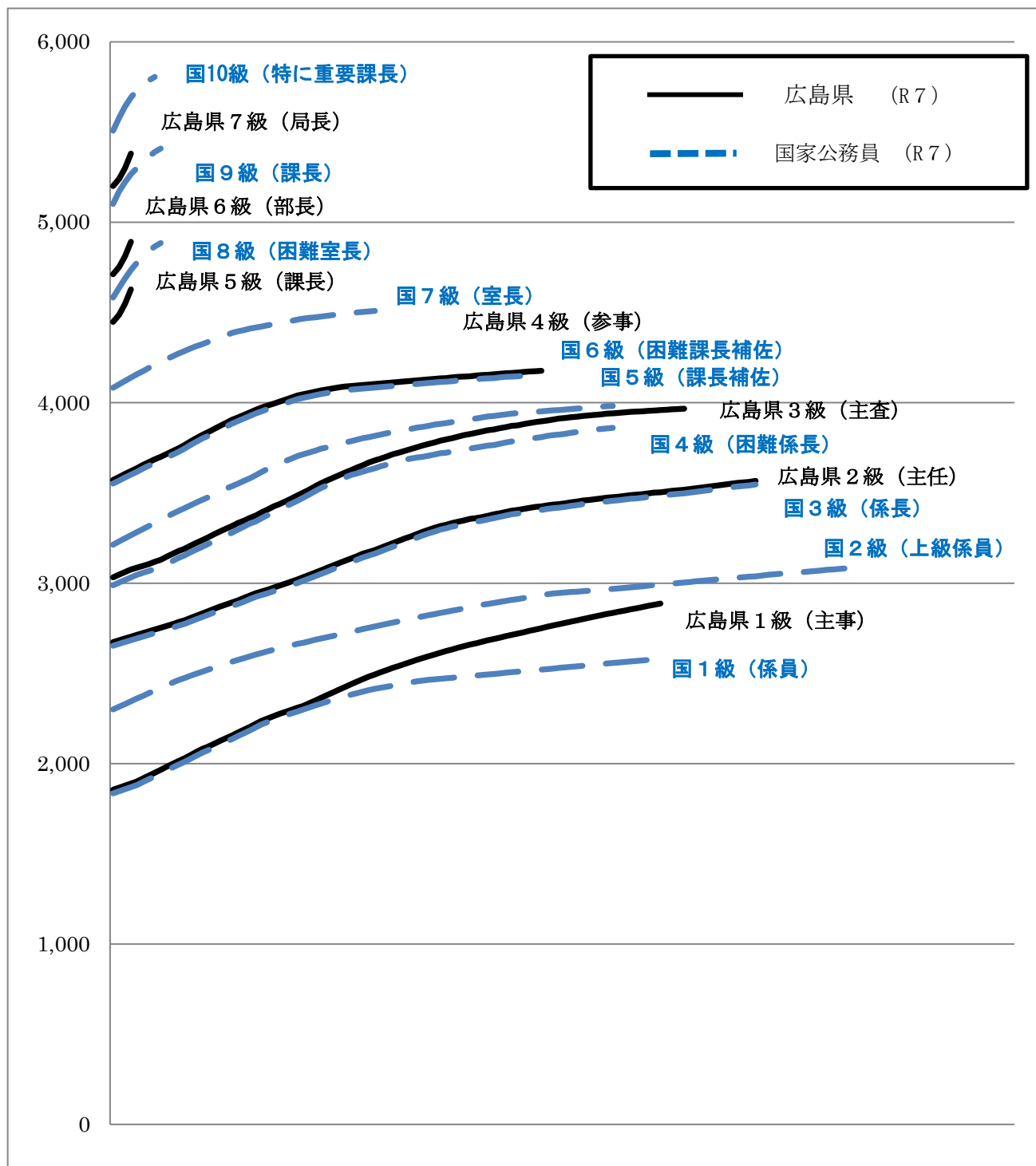
- (注) 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

（百円）

令和7年4月1日時点



③ 昇給への人事評価の活用状況（広島県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

（４）職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

職員には、年間に給料などの4.60月分に相当する期末・勤勉手当（民間事業所で支払われる賞与などの特別給に相当するもの）が支給されています。

広島県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,767千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.0月分)	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.0月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（広島県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じるなどして得た額の退職手当が支給されます。

広島県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年	(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 3%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			定年前早期退職特別措置 3%～45%加算		
1人当たり平均支給額					
	(自己都合)	(応募認定退職・定年)			
	1,546千円	22,164千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定退職・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

③ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（令和 6 年度決算）			4,714,293千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			178,349円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
広島市	7.0 %	3,197 人	9 %
呉市	3.7 %	252 人	2 %
竹原市	3.7 %	23 人	2 %
三原市	3.7 %	157 人	3 %
尾道市	3.7 %	159 人	2 %
福山市	3.7 %	487 人	2 %
府中市	3.7 %	25 人	2 %
三次市	3.7 %	205 人	2 %
庄原市	3.7 %	174 人	2 %
大竹市	3.7 %	20 人	2 %
東広島市	3.7 %	343 人	3 %
廿日市市	3.7 %	144 人	3 %
安芸高田市	3.7 %	19 人	2 %
江田島市	3.7 %	12 人	2 %
府中町	6.0 %	14 人	5 %
海田町	3.7 %	18 人	3 %
熊野町	3.7 %	10 人	2 %
坂町	3.7 %	21 人	3 %
安芸太田町	3.7 %	66 人	2 %
北広島町	3.7 %	16 人	2 %
大崎上島町	3.7 %	16 人	2 %
世羅町	3.7 %	18 人	2 %
神石高原町	3.7 %	10 人	2 %
宮城県仙台市	6.5 %	1 人	7 %
東京都特別区	19.5 %	23 人	20 %
石川県内灘町	1.5 %	1 人	2 %
大阪府大阪市	15.5 %	4 人	16 %
岡山県岡山市	2.5 %	1 人	3 %
上記以外の市町村	0.0 %	9 人	
平均支給率	5.71 %	—	6.33 %
地域手当補正後ラスパイレス指数（R6.4.1） （ラスパイレス指数）			99.6 (100.9)

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

④ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（令和6年度決算）				1,291,294千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）				84,926円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）				54.0%
手当の種類（手当数）				39種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税賦課徴収事務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	49,710千円	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	208千円	最高 760円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	0千円	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	17千円	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	厚生環境事務所等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	6,998千円	10,700円/月
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置施設看守作業、捜査作業等に従事したとき	362,850千円	最高 4,600円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事課に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	0千円	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、診察、調査、指導等を行ったとき	112千円	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	16,137千円	給料月額の6%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	爆発物取扱作業に従事したとき	63千円	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認、運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における高所で建設、改修工事の監督、検査に従事したとき	9千円	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督、検査に従事したとき	0千円	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において、トンネル坑内で工事の監督、検査に従事したとき	17千円	最高 560円/日
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	ブルドーザ等を道路の建設又は道路交通の維持等のために運転したとき	15千円	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	3,076千円	給料月額の6%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間定時制高等学校等を本務とする業務に従事したとき	774千円	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	260千円	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	保健所等に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査等に従事したとき	19千円	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	9,072千円	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	179,142千円	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	1千円	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木建築局等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	2,043千円	650円/日
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	491,679千円	最高 6,400円/日 (特例 12,800円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等従事職員	航空機の操縦、整備等の業務に従事したとき 航空機に搭乗して行う災害時における警戒等の業務に従事したとき	6,314千円	最高 5,100円/時間 最高 1,900円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境県民局等に勤務する職員	大気汚染防止法による事故現場における測定業務等に従事したとき	16千円	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	64千円	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	建設事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	0千円	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内工事監督等従事職員	圧搾空気内で行う工事の監督又は検査に従事したとき	0千円	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園副園長、総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	245千円	4,300円/月
特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当	特別支援学校に勤務する事務職員等	特別支援学校における業務に従事したとき	3,818千円	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成指導に従事したとき	9,904千円	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に作業に従事したとき	64千円	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に従事したとき	6千円	160円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整、指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが当該業務に従事したとき	131,057千円	200円/日
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	3,122千円	給料月額の3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	6,798千円	最高1,080円/日 (特例20,000円/日)
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	7千円	550円/日
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員	多学年学級を担当する職員が当該学級における授業、指導に従事したとき	7,083千円	最高 350円/日
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校のうち本務として当該中学校の校長等の職にある者、夜間学級における教育に従事する教諭等	市町立の中学校で、夜間学級の業務に従事したとき	0千円	給料月額4%又は6%

(注) 特殊勤務手当については、平成11年に大幅な見直しを行い、平成12年4月1日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など7手当を廃止、麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など2手当を新設し、税務職員の特殊勤務手当など16手当の手当額を改定した。また、平成14年4月1日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当、平成19年4月1日付けでダム管理事務所職員の特殊勤務手当など2手当を廃止するなど改定した。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には、時間外勤務手当が支給されています。

支給実績（令和6年度決算）	4,764,671千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	419千円
支給実績（令和5年度決算）	4,540,579千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	399千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（令和7年4月1日現在）

支給要件に応じ、次のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 [行政職以外の本庁部長級職員] ・子 11,500 円 ・その他 3,500 円 [行政職以外の本庁局長級職員] ・子 11,500 円 [特定管理職員及び特定情報職務従事職員] ・第3子以降の子 6,500 円 [その他の職員] ・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・その他 6,500 円 [共通] ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	異なる	国の制度 特定管理職員に対する措置を行っていない	2,459,510千円	243,323円
住居手当	○月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃25,000円以下の場合 家賃の月額－14,000円 (2)家賃25,000円を超える場合 11,000円＋(家賃の月額－25,000円)×1/2 (最高限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額14,000円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の1/2 (最高14,000円) ○特定管理職員及び特定情報職務従事職員には、支給しない。	異なる	国の制度 特定管理職員に対する措置を行っていない	1,987,660千円	281,180円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 150,000円以下の場合 運賃相当額 150,000円超の場合 150,000円 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,100円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～11,000円 ○駐車料金 パークアンドライドの利用に限り、駐車料×1/2（上限3,000円） ※支給限度額150,000円とは別	異なる	国の制度 交通機関150,000円（150,000円以下の場合は運賃相当額） 交通用具 通勤距離に応じ 2,000円～ 31,600円	3,826,978千円	163,931円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
単身赴任手当	○採用又は人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	150,415千円	394,790円
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職 最高支給月額：370,400 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用から経過年数に応じて減額。 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：51,600 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：60,000 円 ※採用後 15 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。 ・情報に関する高度な専門的知識を必要とする職 支給月額：50,000 円 ※採用後 10 年以内の期間、定額。	異なる	国の制度 獣医学または情報に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない	136,404千円	1,482,652円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の局長 130,000 円 本庁の部長 110,000 円 本庁の課長 85,000 円	異なる	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 本省の課長 130,300 円 本省の室長 94,000 円 府県単位機関の部長 72,700 円	1,307,029千円	676,516円
特地勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3 級地 6% 2 級地 4% 1 級地 2% 特地勤務手当に準ずる手当 2%	異なる	国の制度 3 級地 12% 2 級地 8% 1 級地 4% 特地勤務手当に準ずる手当 6～2%	3,720千円	10,845円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等（へき地学校等）に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 5級地 12% 4級地 10% 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% へき地手当に準ずる手当 2%	—	—	22,155千円	171,744円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等に支給。 ・給料月額額の6% (管理職手当受給職員は4%)	—	—	45,658千円	245,473円
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に支給。 ・給料月額額の6% (定時制通信教育手当受給職員は4%)	—	—	79,103千円	248,752円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額2,000円～8,000円	—	—	825,123千円	57,336円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,400円 ・その他特殊な業務：7,400円 ・恒常的な宿日直：月額22,000円	異なる	国の制度 ・勤務1回につき4,400円 ・その他特殊な業務7,400円 ・恒常的な宿日直月額22,000円	538,912千円	172,121円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ2,000円～18,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ3,000円～18,000円/回	19,159千円	64,292円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同じ	—	463,133千円	107,480円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同じ	—	1,249,328千円	239,243円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
寒 冷 地 手 当	○平成 28 年度から廃止。平成 28 年 3 月 31 日現在、支給を受けている職員で、平成 28 年 4 月以降も廃止前の規定による寒冷地手当の支給を受けることとなる職員には令和 3 年 3 月 31 日までの間、経過措置額を支給。 (平成 27 年度まで) ○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に支給。 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800 円 その他の世帯主である職員 10,200 円 ・その他職員 7,360 円	異なる	国の制度 指定地域に係る 居住要件なし	—	—

(5) 特別職の報酬等の状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

知事、副知事、県議会議員には給料、報酬、期末手当、退職手当及び地域手当が次のとおり支給されています。

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,389,000円		
	副 知 事	1,091,000円		
報 酬	議 長	1,113,000円		
	副 議 長	964,000円		
	議 員	901,000円		
期 末 手 当	知 事	(令和 7 年度支給割合) 3.45月分		
	副 知 事	(令和 7 年度支給割合) 3.45月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和 7 年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額1,389千円×在職月数×0.534	35,602,848円	任期毎
	副 知 事	給料月額1,091千円×在職月数×0.385	20,161,680円	任期毎
地 域 手 当	知 事 副 知 事	支給率 7.5%		

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 広島県土地造成事業

ア 職員給与費の状況

決算

令和6年度の決算における職員給与費の額は、約7,088万円で、総費用に占める割合は37.1パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 190,935	千円 △120,105	千円 70,884	% 37.1	% 1.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費28,521千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 9	千円 38,554	千円 9,437	千円 17,858	千円 65,849	千円 7,317

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (昨年度決算)
広 島 県	44.0 歳	375,206 円	609,711 円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,984千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40月分)	期末手当 2.10月分 (1.00月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

広島県		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 3%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額	11,837千円	
(自己都合)	3,884千円	
(応募認定退職・定年)	22,441千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4～令和6年度に退職した広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業の職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定退職・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,509千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		278,772円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
広島市	7.0 %	9人	7.0 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、令和6年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	0 千円	650 円/日
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 噴火により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第 63 条 1 項の規定に基づき設置された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業 豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な火災が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業 豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業 その他知事が上記業務に相当すると認める業務	0 千円	巡回監視 710 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 1,080 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	3,271千円
職員1人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	408,863円
支給実績（令和 5 年度決算）	1,459千円
職員1人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	208,467円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 [行政職以外の本庁部長級職員] ・子 11,500 円 ・その他 3,500 円 [行政職以外の本庁局長級職員] ・子 11,500 円 [特定管理職員及び特定情報職務従事職員] ・第3子以降の子 6,500 円 [その他の職員] ・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・その他 6,500 円 [共通] ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	同じ	—	894千円	298,000円
住居手当	○月額 14,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 25,000 円以下の場合 家賃の月額－14,000 円 (2)家賃 25,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－25,000 円) ×1/2 (最高限度額 28,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 14,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 14,000 円) ○特定管理職員及び特定情報職務従事職員には、支給しない。	同じ	—	336 千円	168,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 - 交通機関 150,000 円以下の場合 運賃相当額 150,000 円超の場合 150,000 円 - 交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,100 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～11,000 円 ○駐車料金 パークアンドライドの利用に限り、駐車料×1/2（上限 3,000 円） ※支給限度額150,000円とは別	同じ	—	1,391 千円	154,521 円
単身赴任手当	○採用又は人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 - 基礎額 30,000 円 - 職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 110,000 円 本庁の課長 85,000 円	同じ	—	1,020 千円	1,020,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	16 千円	16,000 円

④ 広島県流域下水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

令和6年度の決算における職員給与費の額は、1億2,340万円で、総費用に占める割合は1.3パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 9,485,774	千円 104,069	千円 123,423	% 1.3	% 2.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費105,306千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 23	千円 95,321	千円 21,540	千円 42,038	千円 158,899	千円 6,909

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (昨年度決算)
広 島 県	40.3 歳	367,277 円	588,144 円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県	
1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,828千円	
(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分
(1.40月分)	(1.0月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

広島県		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 3%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)		
1人当たり平均支給額		11,837千円
(自己都合)		1,787千円
(応募認定退職・定年)		22,441千円

- 注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4～令和6年度に退職した広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業の職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定退職・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和6年度決算）			6,221千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			289,450円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
広島市	7.0 %	23 人	7.0 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、令和6年度における地域手当の額

(エ) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 噴火により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第 63 条 1 項の規定に基づき設置された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業 豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な火災が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業 豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業 その他知事が上記業務に相当すると認める業務	0 千円	巡回監視 710 円/日 （日没～日出 50/100 加算） 応急作業 1,080 円/日 （日没～日出 50/100 加算）

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	5,699 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	284,942 円
支給実績（令和 5 年度決算）	5,425 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	258,353 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 [行政職以外の本庁部長級職員] ・子 11,500 円 ・その他 3,500 円 [行政職以外の本庁局長級職員] ・子 11,500 円 [特定管理職員及び特定情報職務従事職員] ・第3子以降の子 6,500 円 [その他の職員] ・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・その他 6,500 円 [共通] ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	同じ	—	2,989千円	249,042円
住居手当	○月額 14,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 25,000 円以下の場合 家賃の月額－14,000 円 (2)家賃 25,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－25,000 円) ×1/2 (最高限度額 28,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 14,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 14,000 円) ○特定管理職員及び特定情報職務従事職員には、支給しない。	同じ	—	1,625千円	232,143円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 150,000 円以下の場合 運賃相当額 150,000 円超の場合 150,000 円 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,100 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～11,000 円 ○駐車料金 パークアンドライドの利用に限り、駐車料 × 1/2 (上限 3,000 円) ※支給限度額 150,000 円とは別	同じ	—	2,966千円	134,813円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
単身赴任手当	○採用又は人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) - 本庁の部長 110,000 円 - 本庁の課長 85,000 円 - 本庁の担当監 50,000 円 - 地方機関の所長 50,000 円～85,000 円 - 地方機関の次長 40,000 円	同じ	—	2,040 千円	1,020,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	0 千円	0 円

⑤ 広島県病院事業

ア 職員給与費の状況

決算

令和6年度の決算における職員給与費の額は、約 147 億 6,505 万円で、総費用に占める割合は 50.0 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当のほか、退職給付引当金及び賞与引当金への繰入額や地方公務員共済組合負担金、地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 29,531,685	千円 ▲1,436,055	千円 14,765,048	% 50.0	% 49.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員は在職していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 1,256	千円 5,467,186	千円 2,918,841	千円 2,458,211	千円 10,844,238	千円 8,634

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県 (医 師)	43.6 歳	570,816 円	1,112,022 円 (1,343,262 円)
広 島 県 (看護師)	39.1 歳	352,763 円	431,523 円 (573,933 円)
広 島 県 (事 務)	43.3 歳	359,596 円	439,728 円 (588,255 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	
1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,828千円	
（令和6年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分
（1.40月分）	（1.00月分）
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和7年3月31日現在）

広島県		
（支給率）	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 3%～45%加算		
（退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号）		
1人当たり平均支給額	5,645千円	
（自己都合）	967千円	
（応募認定退職・定年）	14,796千円	

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定退職・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ) 地域手当（令和7年3月31日現在）

支給実績（令和6年度決算）			456,609千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			345,132円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
広島市	6.2 %	942 人	6.2 %
東広島市	3.2 %	100 人	3.2 %
医師	16 %	213 人	16 %

（注）「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、令和6年度における地域手当の額である。

(エ) 特殊勤務手当（令和 7 年 3 月 31 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			193,562 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			239,854 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			63.5%	
手当の種類（手当数）			10 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和 6 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業従事職員の 特殊勤務手当	県立病院に勤務する 職員	感染症に係る作業に従事 したとき	0 千円	290 円/日
放射線取扱作業従事職 員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する 職員	放射線照射作業等に従事した とき	2,686 千円	230 円/日等
夜間看護業務等従事職 員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する 職員	深夜において、看護業務や 救急患者対処のため手術等の 業務に従事したとき	178,482 千円	最高 4,690 円/回
衛生検査業務従事職員 の特殊勤務手当	県立病院に勤務する 職員	微生物学的検査、血清学的 検査に従事したとき	0 千円	230 円/日
精神病患者診療業務等 従事職員の特殊勤務手 当	県立広島病院に勤務 する医師等	精神病患者の診療等に 従事したとき	1,454 千円	230 円/日
救急医療業務従事職員 の特殊勤務手当	県立病院に勤務する 医師	宿直又は日直の医師が救命救 急医療業務等に従事したとき	330 千円	日直 10,000 円/日
			5,475 千円	宿直 15,000 円/日
分べん業務従事職員の 特殊勤務手当	県立広島病院産科、婦 人科、生殖医療科及び 新生児科に勤務する 医師	産科等の医師が管理者の定め る時間帯に分べん介助の業務 に従事したとき	4,340 千円	10,000 円/件
診療応援業務従事職員 の特殊勤務手当	県立病院に勤務する 医師又は歯科医師	管理者の定める医療機関等に おいて勤務を命じられ診療応 援の業務に従事したとき	380 千円	宿日直 10,000 円/回 (5 時間未満 5,000 円/回)
			60 千円	その他 20,000 円/回 (3 時間未満 10,000 円/回)
	県立病院に勤務する 職員（医師又は歯科 医師を除く。）		0 千円	その他 10,000 円/回 (3 時間未満 5,000 円/回)
災害応急作業等従事職 員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する 職員	警戒区域等において又は当該 区域内を通行して行う医療、 救援、被害状況調査及び物資 の輸送業務等に従事したとき	0 千円	480 円/日
ドクターヘリ業務従事 職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する 医師並びに看護師及 び准看護師	ヘリコプターに搭乗し、管理 者が定める救急医療業務又は 看護業務に従事したとき	355 千円	1,900 円/回

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	1,264,735 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	1,007 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	1,225,109 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	983 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (令和令和 7 年 3 月 31 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
初任給 調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職 最高支給月額：370,400 円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：51,600 円 ※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	同じ	—	547,706 千円	2,645,925 円
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 [行政職以外の本庁部長級職員] ・配偶者 3,500 円 ・子 10,000 円 ・その他 3,500 円 [行政職以外の本庁局長級職員] ・子 10,000 円 [特定管理職員] ・第3子以降の子 6,500 円 [その他の職員] ・配偶者、その他 6,500 円 ・子 11,500 円 [共通] ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	同じ	—	101,642千円	247,305円
住居手当	○月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃25,000円以下の場合 家賃の月額－14,000 円 (2)家賃25,000円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－25,000 円) ×1/2 (最高限度額28,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額14,000円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の1/2 (最高14,000 円) ○特定管理職員には、支給しない。	同じ	—	133,036 千円	324,478 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 - 交通機関 98,000 円以下の場合 運賃相当額 98,000 円超の場合 98,000 円+98,000 円を 超える額×1/2 - 交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,100 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～11,000 円 ○駐車料金 パークアンドライドの利用に限り、駐車料×1/2（上限 3,000 円） ※支給限度額98,000円とは別	同じ	—	102,763千円	154,068円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 - 基礎額 30,000 円 - 職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	360 千円	360,000 円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 - 入院患者の急変等に対処する医師又は歯科医師：21,000 円 - 入院患者の管理等のための勤務：7,400 円 上記以外の勤務：4,400 円	同じ	—	99,910 千円	324,383 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) - 本庁の部長 110,000 円 - 本庁の課長 85,000 円 - 県立広島病院の事務局長 110,000 円	同じ	—	16,680千円	1,191,429円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	276 千円	55,200 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 交替制勤務職場等を除く。

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況(令和6年度)

職員1人当たりの月平均 時間外・休日勤務時間数
11.75

(3) 年次有給休暇の取得状況(令和6年)

職員1人当たりの 平均取得日数	取得率
11.78	58.9%

(注) 取得率＝平均取得日数÷20日

(4) 特別休暇の内容(令和7年4月1日現在)

区 分	期間等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震火災その他の非常災害による交通遮断	その都度必要と認める時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は損壊等	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める時間
裁判員(裁判員候補者、補充裁判員及び選任予定裁判員を含む。)、検察審査員(補充員を含む。)、証人、鑑定人又は参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める時間
負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱等を含む。)	医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間(特定病気休暇については上限あり)
職員が不妊治療に係る通院等を行う場合	1の年において10日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の出産	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日後8週間(出産の日以前の期間が6週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を8週間に加算した期間)を経過する日までの期間内において必要と認める期間
妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害(つわり又は悪阻)により勤務することが困難と認められる場合	14日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間
妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関内又は原動機付の交通用具(人事委員会が定めるものに限る。)による通勤経路の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
配偶者の出産	配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において3日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間

職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する場合	配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産の日以後1年を経過する日までの期間内において、5日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の生後満1年6月に達しない子の養育(男子職員にあっては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除く。)	1日2回(短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあっては1回)、それぞれ45分
配偶者、父母、配偶者の父母、子(配偶者の子及び委託児童(児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者)を含む。以下この項において同じ。) 若しくは孫(子の子をいう。) の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。) を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため(義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子(以下「義務教育終了前の子等」という。))を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため、又は次のイ若しくはロに掲げる職員が当該イ若しくはロに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 義務教育終了前の子等を養育する職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項 (1) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。 (2) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話 (3) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席 (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けさせること。 ロ 義務教育終了前の子等以外の子(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。)を養育する職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。	1の年において5日(以下「基本日数」という。))を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。 ただし、義務教育終了前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はイに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第14条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(右欄において「要介護者」という。))の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
女子職員が生理により勤務することが困難であると認められる場合	一回の生理期間につき二日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間
職員の結婚	7日を超えない範囲内においてあらかじめ必要と認める期間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康診断	その都度必要と認める日又は時間
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項又は第27条第2項の認定を受けた職員が、その健康の保持を図るため必要な保養をする場合	年間6日を超えない範囲内において必要と認める日
母子保健法第10条又は第13条の規定による妊娠中又は出産後1年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査	妊娠23週(第6月末)までは4週間に1回、妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(第10月)から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認める日又は時間
父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族の種類毎に定める期間内において必要と認める期間(配偶者の場合10日など)
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月の期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年の6月から10月までの期間)内における、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
その他法令によって特に勤務しないことが認められている場合及び人事委員会が特に必要と認めた場合	その都度必要と認める期間

(注)短時間勤務職員とは、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員をいう。

5 職員の休業に関する状況

休業の取得状況(令和6年度)

(単位:人)

育児休業	部分休業	自己啓発等休業	配偶者同行休業	高齢者部分休業	大学院修学休業
841	213	6	3	9	1

(注)取得者数は年度内に新規取得した数を示している。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1)分限処分者数(令和6年度)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
知事部局等			264		264
教育委員会		1	245		246
警察本部			87		87
合 計	0	1	596	0	597

(2)懲戒処分者数(令和6年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
知事部局等			3		3
教育委員会	7	3	3	6	19
警察本部	0	4	2	0	6
合 計	7	7	8	6	28

7 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況(令和6年度)

区 分	許可件数
知事部局等	69
教育委員会	3,091
警察本部	2
合 計	3,162

8 職員の退職管理の状況

退職者(管理職員)の再就職状況(令和7年7月1日までに新規の届出があった者)

(1)知事部局等

(単位:人)

県出資法人			公益的法人等	営利企業	合計
公益的法人等	第三セクター	特別法人			
5	2	3	15	7	32

(2)教育委員会

(単位:人)

県出資法人	学校法人	公益法人等	営利企業	合計
0	7	2	0	9

(3)警察本部

(単位:人)

県出資法人	学校法人	公益法人等	営利企業	合計
0	0	7	11	18

9 職員の研修の状況

(1)自治総合研修センターにおける研修の状況(令和6年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	17	2,152	2,983
特別研修(選択研修)	29	645	699

(2)教育センターにおける研修の状況(令和6年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	12	1,985	2,069
特別研修(選択研修)	154	7,285	7,082

(3)警察教養の状況(令和6年度)

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
採用時教養	10	327	220
昇任時教養	25	265	249
専門教養	178	1,003	1,028

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（令和6年度）

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部
総括安全衛生管理者	選任事業場数	2箇所	1箇所	1箇所
衛生管理者	選任事業場数	32箇所	68箇所	26箇所
安全衛生推進者等	選任事業場数	47箇所	43箇所	2箇所
産業医	選任事業場数	32箇所	111箇所	26箇所
衛生委員会	設置事業場数	32箇所	111箇所	26箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況（令和5年度）

ア 知事部局等

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断、有害業務従事職員特別定期健康診断、情報機器作業従事者健康診断等
生活習慣病予防対策事業	通院ドック、胃検診・肺がん検診等の単科検診等
肝炎予防対策事業	B型肝炎感染予防健診、結核健診
健康教育等	メンタルヘルス研修会、健康管理講演会、情報機器講習会、女性の健康課題セミナー等
職員相談	健康相談、メンタルヘルス相談、産業カウンセラーによる相談等
独身寮運営事業	独身寮の管理運営
ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー、ライフプラン相談会の開催

イ 教育委員会

事業名	内 容
健康診断事業	一般定期健康診断、雇入時健康診断、情報機器（VDT）作業従事者健康診断、県立学校教職員特別健康診断等、胃検診、各種ウイルス疾患等予防検診
生活習慣病予防対策事業	人間ドック、乳がん・子宮がん検診
メンタルヘルス対策事業	管理職のメンタルヘルス研修、管理職のメンタルヘルス相談、メール健康相談、職場巡回相談、ストレスチェック、職場改善相談、精神疾患による休職からの復職者に対する定期面接
健康管理	職員健康管理システムによる面接指導等

ウ 警察本部

事業名	内 容
安全衛生管理事業	衛生管理者（講習会及び試験）、救急用品購入
義務的健康診断事業	定期健康診断、特定業務従事者の健康診断
生活習慣病予防対策事業	人間ドック等
肝炎予防対策事業	B型肝炎検査、B型肝炎予防ワクチン接種
メンタルヘルス対策事業	管理職員メンタルヘルスラインケア講習会、メンタルヘルスセルフケア教養、職場リハビリテーション保険（傷害総合保険）
生活支援事業	ピアサポーター研修
独身寮運営事業	独身寮の管理運営

(3) 公務災害等の認定状況（令和6年度）

区 分	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
公務災害	87件	123件	142件	352件
通勤災害	13件	7件	12件	32件
計	100件	130件	154件	384件

【広島県人事委員会の業務の状況】

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験・採用選考実施状況（令和6年度）

区 分		受験者数(A)	合格者数(B)	競争倍率 (A)/(B)
競 争 試 験	大 学 卒 業 程 度 試 験	535人	233人	2.3倍
	大学卒業程度試験（早期枠）	32	14	2.3
	社 会 人 経 験 者 試 験	400	49	8.2
	短 大 卒 業 程 度 試 験	10	5	2.0
	高 校 卒 業 程 度 試 験	111	39	2.8
	警 察 少 年 育 成 官 試 験	4	1	4.0
	警 察 官（男 性）試 験	589	169	3.5
	警 察 官（女 性）試 験	172	41	4.2
	追 加 公 募 等	51	6	8.5
	小 計	1,904	557	3.4
選 考 試 験	障害のある人を対象とした 試験（身体障害者・精神障害者）	25	3	8.3
	そ の 他	3	2	1.5
	小 計	28	5	5.6
その他採用選考		34	34	
合 計		1,966	596	

（注）人事委員会が任用手続に関与するものに限る。

(2) 職員昇任選考実施状況（令和6年度）

（単位：人）

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	5	1			6
部 長 相 当 職	16	4	2		22
課 長 相 当 職	51	4	1	2	58
担当監・参事相当職	138	15	7	4	164
主 査 相 当 職	106	12	16	5	139
合 計	316	36	26	11	389

（注）警察本部については警察官を除く。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

[勧告日 令和6年10月18日]

(1) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員の平均給与月額等（各年4月1日現在）

令和5年			令和6年		
職員数	平均年齢	平均給与月額	職員数	平均年齢	平均給与月額
23,088人	40.3歳	385,221円	22,862人	40.0歳	388,963円

(注) 1 職員数は、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を含み、再任用職員を除く。

2 平均給与月額は、各年4月分の給料並びに給料の調整額・教職調整額、扶養手当及び地域手当等の月額の合計額である。

イ 職員給与と民間給与との較差（令和6年4月分 月例給）

職員給与（A）	民間給与（B）	較差（B－A）
378,280円	389,822円	11,542円（3.05%）

(注) 職員給与は、アの職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額（新規採用職員を除く。）

(2) 給与報告及び勧告

ア 令和6年4月の職員給与と民間給与との較差等に基づく給与改定

(ア) 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差11,542円（3.05%）を解消するため、人材確保の観点から、若年層に特に重点を置き、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえて改定

(イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を0.10月分引き上げ（4.50月→4.60月）、国の改定状況、民間の配分状況等を参考に、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

(ウ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、国の取扱いに準じて改定

(エ) 実施時期

令和6年4月1日

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

本年、人事院は、時代の要請に即した給与制度に転換するため、社会と公務の変化に応じた給与制度を整備することとし、具体的な措置内容を勧告

本県においても、国家公務員の給与制度を基本としつつ、本県の実情や民間給与との比較結果も勘案し、次のとおり対応することが必要

(ア) 給料表

国における初任給・若年層の水準引上げや職責重視の体系への見直し等を基準とし、本県の給料表の構造等を踏まえて改定

(イ) 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額

配偶者：6,500円→廃止 子：10,000円→13,000円

(ウ) 地域手当

国の見直し内容等を踏まえ、支給地域及び支給割合を見直し

広島市：6.2%→8% 安芸郡府中町：6.2%→4% その他の県内市町：3.2%→4%

(エ) 通勤手当

支給限度額を月15万円へ引き上げるとともに、新幹線等に係る支給要件のうち、通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件の見直し

(オ) 単身赴任手当

採用に伴い支給要件を満たした職員に対し、手当の支給を可能とするよう見直し

(カ) 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る手当について、支給対象時間帯及び支給額を国に準じて見直すとともに、新たに特定任期付研究員及び特定任期付職員に対し支給

対象時間：午前0時～午前5時→午後10時～午前5時

(キ) 勤勉手当

「特に優秀」の成績区分の成績率の上限及び人員分布率を国に準じて見直し

(ク) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当

手当の拡大（住居手当、特地勤務手当等）

(ケ) 特定任期付職員の特別給

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給

(コ) 実施時期

令和7年4月1日

※ 初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月1日に先行実施

※ 扶養手当及び地域手当の改定については、職員への影響等を考慮し、段階的に実施

ウ 情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度

情報職の職員に適用する人事・給与制度の見直しについて、知事からの検討要請を受け、民間の動向や地方公務員法の趣旨等を踏まえて検討を行った結果、情報職給料表を新設し、所要の措置を講ずることが適当

エ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 獣医師に対する初任給調整手当

獣医師について、人材確保の観点から、初任給調整手当の支給月額の上げなど、所要の見直しが必要

(イ) 教員給与

本年、中央教育審議会は、公立学校の教員給与等について答申を行い、現在、国において具体的な検討が進められていることから、動向を注視しつつ、所要の準備を進めていくことが必要

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

ア 人材の確保・育成等

(ア) 多様で有為な人材の確保

人材確保を取り巻く環境が厳しい中においても、意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、広報活動や試験制度の見直し等を行うことが必要

また、引き続き社会人経験者や任期付職員の採用等で民間人材を確保するとともに、これらの人材が、その能力や知見を発揮できるようにしていくことも重要

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

定年が今後段階的に引き上げられることや、若年層の離職者が増加していることなどを踏まえれば、職員の士気を高め、組織のパフォーマンスを最大限発揮するため、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を人材育成の観点から活用するとともに、任用形態を問わず、任用、給与等に適切に反映することが必要

加えて、人事院が給与制度のアップデートについて勧告するとともに、職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な人事施策等を検討する方針であることなども踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を更に推進することが重要

(ウ) 人材育成

組織全体のパフォーマンスを向上させていくため、県政の推進に資する知識・スキルを習得した職員を適切に評価することなどを通じて、職員のモチベーションを高めていくことが重要

また、職場における心理的安全性を確保しながら、職員一人一人の状況を丁寧に把握し、各職員の思いに向き合った人材育成を行うことが必要

(エ) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

多様化・複雑化する行政課題に対応していくためには、職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方、勤務形態の差異を組織内の多様性として互いに認め合い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、課題解決に結び付けていくことが重要

イ Well-beingの実現につながる勤務環境の整備

職員が高い意欲とやりがいをもって働くことができるよう、職員一人一人のWell-being（肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態）の実現につながる勤務環境の整備を進めていくことが必要

(ア) 時間外勤務の縮減等

特定の職員が一定期間恒常的に長時間勤務を行うなど負担が偏っている状況が見られ、職員の健康に最大限配慮することが必要

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、デジタル技術の活用による業務の効率化や柔軟な業務配分の見直し等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に応じた適正な人員の配置を行うなどの取組を推進するとともに、管理監督者が上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実に行っていくことが必要

また、教員の長時間労働については、一定の改善は図られてきたものの、依然として多くの教員が長時間労働を行っており、教員の負担をより一層軽減し、子供と向き合う時間を確保するため、令和5年3月に改定した「学校における働き

方改革取組方針」に定める取組を着実に進めていくことが必要

さらに、年次有給休暇の取得促進について、今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に、引き続き積極的に取り組むことが必要

(イ) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進

育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することが重要

男性職員の育児休業については、引き続き制度の周知や意識啓発を図り、取得率が低い職域においても取得しやすい環境の整備を推進していくことが必要

また、国の両立支援制度を強化する取組の内容を踏まえて、仕事と暮らしの両立支援の取組を更に推進していくことが必要

(ウ) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している中で、国や他の地方公共団体の動向も注視しながら、現場の実情に配慮しつつ、テレワーク利用の拡大・定着を図るとともに、フレックスタイム制など柔軟な働き方を一層促進する制度の導入について検討することが必要

(エ) 職員の健康管理

若年層職員の精神疾患による長期病休者及び休職者の増加が顕著であり、若年層職員へのメンタルヘルス対策は喫緊の課題。現在進められている取組の効果を検証し、更なる実効的な対策が必要

また、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立った対策が必要

(オ) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント防止対策の法制化に伴い実施した対策により相談件数が増加している状況や、いわゆるカスタマー・ハラスメントに対する社会的関心が高まっていることも踏まえて、ハラスメントのない職場環境づくりにより一層努め、ハラスメントの予防・解決に向けて組織的に取り組んでいくことが必要

ウ 不祥事根絶に向けた取組の徹底

多くの職員は、真摯に日々の職務に精励しているところであるが、不適正な事務処理による懲戒処分事案が複数発生しており、教職員によるわいせつ・セクハラ行為の懲戒処分事案も後を絶たない状況は、極めて遺憾

事案ごとに原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事根絶に向けた取組を続け、県民の信頼と負託に応えていくことが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況（令和6年度）

（1）件数

令和6年度当初	新規要求	取下げ	判定	令和6年度末
0件	1件	0件	0件	1件

（2）処理状況（令和7年3月末現在）

	事 案	請求人	任命権者	請求内容	状況
新 規 事 案	処遇改善要求	知事部局職員	広島県知事	処遇・勤務条件に関する不公平な取扱いの改善等	形式審査中

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況（令和6年度）

（1）件数

令和6年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和6年度末
0件	1件	0件	0件	1件

（2）処理状況（令和7年3月末現在）

	事 案	請求人	処分者	請求内容	状 況
新 規 事 案	懲戒免職処分 取消請求	受託団体消防 職員	受託団体消 防長	信用失墜行為によ る懲戒免職処分の 取消し	係属中